

別表第3 砂川市弓道場使用料（第9条関係）

（単位：円）

区分		金額			
		午前	午後	夜間	定期券
		9時～ 12時30分	13時～ 17時30分	18時～21時	6か月
個人使用	小・中学生	32	32	53	768
	高校生	53	53	74	1,100
	一般	74	74	106	1,655
専用使用		662	993	1,537	

備考

- 1 専用使用で2以上の時間区分にわたって使用する場合は、区分毎の使用料の合算額とする。
- 2 専用使用で、時間区分を超えて使用する場合は、超過時間1時間（1時間未満は1時間とみなす。）につき許可を受けた時間区分の次の時間区分欄に掲げる額の30%に相当する額を追加徴収する。ただし、9時以前に使用する場合は午前の額の30%、21時以後に使用する場合は夜間の額の30%に相当する額を追加徴収する。
- 3 専用使用で暖房を使用したときは、使用料の50%に相当する額を暖房料として徴収する。
- 4 使用料の合計額に10円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。